参考２

更新日：令和6(2024)年4月15日

ページ番号：629960

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例

多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図るため、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を制定しました。施行日は令和6年1月1日です。

前文

私たちの社会は、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成されている。

全ての人々が、多様性を尊重することの重要性を理解し、互いに認め合い、連携し、協力することが、相互作用と相乗効果を生み出し、社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下に、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある。

現在、人口の減少やグローバル化の進展、技術の革新など、様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生しており、こうした変化に的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要となる。

加えて、いま千葉県は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の県内開催や、成田国際空港の更なる機能強化、道路ネットワークの整備進展など、多様性を生かせる舞台が整い、活力及び創造性を一層向上させる好機を迎えている。

私たちは、この機を捉え、多様性が尊重され、誰もが活躍することができる千葉県づくりを進めていくことを決意し、ここに千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例を制定する。

目的

第一条　この条例は、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会（以下「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」という。）の形成について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等の理解を深めるための措置を講ずることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進することを目的とする。

基本理念

第二条　多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下に、次の各号に掲げる社会の実現を目指して行われることを基本理念とする。

一　年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動その他の様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍している社会

二　男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会

三　障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍している社会

四　国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他の様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会

県の責務

第三条　県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

県と市町村との連携

第四条　県は、市町村がその地域の特性に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するよう努めるものとする。

県民等の役割

第五条　県民及び事業者は、基本理念にのっとり、個々の立場、特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

県民等の理解を深めるための措置

第六条　県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

財政上の措置

第七条　県は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

条例本文のダウンロード

条例本文（PDF：69.3KB）

お問い合わせ

所属課室：総合企画部多様性社会推進課企画調整室
電話番号：043-223-2367
ファックス番号：043-222-0904

メールでお問い合わせ

千葉県庁

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
電話番号：043-223-2110（代表）
法人番号：4000020120006

Copyright © Chiba Prefectural Government. All rights reserved.

あらゆる人々の
多様性を認め合い
人権が尊重される
渋谷に。

渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を
推進する条例について

渋谷
ちがいを
ちからに
変える街

この冊子には、音声コードが全てのページに印刷されています。
専用の読み上げ装置で読み取ると記録されている情報を音声で聞くことができます。

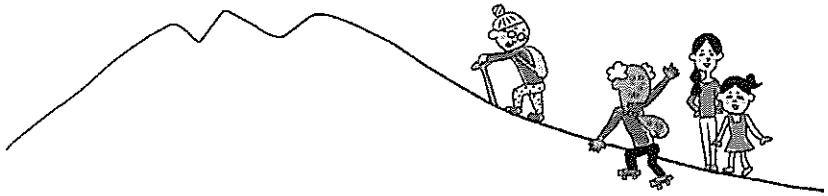

ちがいを ちからに 変える街。
渋谷区

ちがっている、ということは、かけがえない。
それは未来を動かす力になる。

それぞれの成長を、一生よろこべる街へ。
あらゆる人が、自分らしく生きられる街へ。
人のつながりと意識が未来を守る街へ。
愛せる場所と仲間を、誰もがもてる街へ。
あらたな文化を生みつづける街へ。
ビジネスの冒険に満ちた街へ。

街にかかわる人がひとり残らず、自分の人生を謳歌できる。
そんな渋谷区を、あなたといっしょにつくりたい。
混ざり合って生まれる価値こそが
それを可能にするのだと、この街で証明してゆこう。

渋谷区基本構想（2016年10月策定）より

インクルージョン＆ダイバーシティを通じて成熟した国際都市に

これまで、渋谷区は、いろいろな人や文化を国内外から受け入れて、ファッションや文化などを発信する街として成長してきました。

渋谷区は、インクルージョン＆ダイバーシティを大切にし、区民が誇りをもって暮らせるまちを目指しています。この考え方をまとめた「渋谷区基本構想」が2016年10月に作られました。

そして、人権の分野でも、人種、国籍、信条、性のありよう、障がいの有無、年齢、出身地、経歴など、いろいろな「ちがい」を持つ人が安心して暮らし、働き、学び、集まれるようにすることが大切です。

ちがいを認め合い、渋谷区に集まるすべての人が主役として参加できる地域社会をめざします。

※ ダイバーシティ

人種、性別、宗教、価値観、障がいなどさまざまな属性をもった人たちが共存している状態のこと。

※ インクルージョン

いろいろな人が個性・特徴を認め合い、いっしょに活動すること。

条例改正の背景と経緯について

渋谷区では、2015年に「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（前条例）」を作りました。この条例では、男女の人権を大切にすることや、LGBTQの人たちを支援するためにパートナーシップ証明書を発行するなどの取り組みを行ってきました。

また、2016年には渋谷区基本構想を作り、渋谷区に集まる全ての人が自分の個性を発揮しながら、いろいろな分野に参加できる社会を目指してきました。

しかし、差別や偏見は今も社会に残っており、時代の変化とともに、いろいろな人権についての問題が起こっています。また、前条例において、渋谷区の多様性が「多様な性」として受けとられるという課題や2016年に作られた渋谷区基本構想の価値観や未来像が反映されていないことも課題でした。

そのため、渋谷区基本構想の内容を踏まえたうえで前条例を2つの条例に分けました。

1つは、渋谷区基本構想を踏まえた、区の目指すべき方向性や基本理念を示すために「渋谷区多様性を認め合う社会を推進する条例」を作りました。

もう1つは、全ての人の人権を尊重することを示した「渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例」を作りました。

2024年3月31日まで

渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

男女の平等　LGBTQの人権　多様性のある社会づくり

2024年4月1日から

渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例

※全ての人の人権を尊重することを示す

※多様性を認め合う社会をつくるためには、全ての人の人権を認め合うことが大切

2024年4月1日から

渋谷区多様性を認め合う社会を推進する条例

※渋谷区基本構想を踏まえた区の目指すべき方向性や基本理念を示す

渋谷区多様性を認め合う社会を推進する条例（全文）

渋谷のまちは、様々な個性を認め合う寛容性の高いまちであり、常に国内外から多様な人々が集い、その個性や行動は新たな文化や産業を創造し、世界に発信されるほどの影響を持つようになった。個性を認め合う自由で寛容な地域性は、まちの貴重な財産である。

渋谷区は、この財産を未来に向けて継承し、区に関わるあらゆる人々と共に、人種、国籍、信条、性のありよう、障害、年齢、出身地、経歴等の様々なちがいを認め合い、いかなる差別を受けることなく、社会、文化、経済その他のあらゆる分野で、誰もが個性を見出すことができるまちを目指していく。

その実現に向け、あらゆる人々の様々な多様性を認め合い、人権を尊重し、誰もが等しく参加し、自分らしく安心して生きることができる社会を推進することを宣言する。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

いろいろなハーモニーが未来を動かすちからになる

だれもが主役になれる社会の初めの一歩

同じ色の絵の具だけでは、新しい色は作れません。でも、赤、青、黄色、白、黒など、いろいろな色の絵の具があれば、混ぜて新しい色を作ることができます。ちがいをなくすのではなく、お互いのちがいを尊重し、ちからに変えていくことが大切です。それが、渋谷区が目指す、みんなが仲良く暮らせる社会です。

そのためには何が必要でしょうか。まず、一人ひとりが自分の中にあるちがいに気づき、お互いのちがいを認め合うことが大切です。

「見えやすい」ちがい、「見えにくい」ちがい

人種、年齢、障害の有無、国籍、見た目、文化や考え方など、見えやすいちがいもあれば、見えにくいちがいもあります。